

面会交流に関する合意書

() (監護者／甲)と() (非監護者／乙)は、乙と子() (以下、子)との面会交流について、次のとおり合意する。

第1条 (合意の趣旨)

本合意は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況下において、子の健康と福祉を図りつつ、乙と子との交流を継続するために、行うものである。

第2条 (合意の期間)

(1) 始 期

本 日 (年 月 日)

(2) 終 期

本日から起算して()か月を経過したとき

(年 月 日)

甲の居住する区域において、現在とられている新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が終了したとき

()

第3条 (交流の内容)

甲は、乙と子とが、電話またはインターネット回線を使用した通話を利用して、次のとおり交流することを認める。

(1) 通信方法

電 話 Skype ()

(2) ビデオの可否

交流にあたっては、ビデオを使用するものとする。

交流にあたっては、ビデオを使用しないものとする。

(3) 交流頻度

毎月()回 → 毎月第() ()曜日

毎月第() ()曜日

その都度決める。

毎週()回

→ 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日

金曜日 土曜日 日曜日 その都度決める。

随時(ただし、子が応じる場合に限る)

(4) 交流時刻

午前・午後()時()分から

- () 曜日については、午前・午後 () 時 () 分から
- () 曜日については、午前・午後 () 時 () 分から
- その都度決める。

(5) 交流時間

- () 分間
- 最大で () 分間
- その都度決める。

第4条 (配慮事項)

- (1) 甲乙は、交流の実施にあたっては、子の福祉を最優先とする。乙は子の健康や生活上の都合等によって急な日程の変更がなされる可能性を了承するとともに、甲はそのような場合、なるべく代替の交流日を設けるよう努める。
- (2) 甲乙は、交流の場を、甲乙間の交渉の場としない。
- (3) 甲は、交流の開始前、子が円滑に乙と交流できるよう、電子機器等のセッティング、声かけなどを行うとともに、子が楽しく交流できるように配慮するものとする。
- (4) 乙は、甲の了解なく子と約束をしたり、甲の批判をしたり、甲の養育状況を過度に詮索しないものとする。

第5条 (その他)

第6条 (効力)

甲乙間で過去に取り決めて、本日現在有効な面会交流に関する合意は、本合意書が効力を有する間はその効力を停止するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙)